

## 大野城市議会基本条例（案）に関する意見の結果

平成26年12月19日

議会事務局 議事課

- 1 結果の公表期間 平成26年12月19日 ～ 平成27年 1月19日
- 2 結果の公表方法 議会ホームページに掲載し、行政資料室及び議会事務局にて閲覧できる。
- 3 その他必要な事項
- 4 意見募集の結果

### 【提出された意見の概要と意見に対する考え方】

(意見1) 条例第4条の解説に関して：市民福祉と住民福祉の混在になっています。

(議会の考え方) 前文<第二段落>解説中の住民を市民全体へ修正します。

(意見2) 条例第19条の解説に関して：「公開性を高めるため」を「透明性を確保するため」としたほうがよいと思う。

(議会の考え方) ご指摘のとおり。「公開性を高めるため」を「より高い透明性を確保するため」と修正します。

(その他意見に対する議会の考え方)

今後、検討・修正する中で、参考にいたします。貴重なご意見ありがとうございます。